



## LL紙パックリサイクル推進研究会 新座長就任、監事交代 2020年度 運営委員発表 会員全体会議を開催

### ■ 座長就任挨拶

この度 2020年5月22日付をもちましてLL紙パックリサイクル推進研究会 座長に選任され着任いたしました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症予防への配慮から、活動計画も不確定な要素を含みつつスタートしており、7月の会員全体会議もオンラインでの開催とさせていただきますため、皆様と直接お会いしてのご挨拶もかなわず、失礼の段ご容赦ください。

紙のリサイクルを取り巻く環境が難しさを増す中、微力ではございますがLL紙パックのリサイクル向上のため力を尽くして参りたいと存じますので、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

カゴメ株式会社 杉野 友昭

### ■ 新年度スタート

5月22日に開催された第1回運営委員会（会員企業の代表で構成）では、役員を選任のほか、本年度の活動方針、活動計画、予算などについて協議しました。運営委員会に先立ち、昨年度の活動・会計報告について厳正に監査を行い、監事の承認を得ました。

杉野新座長のもと、本年度は下記のような運営体制で活動して参ります。

### ◆ 2020年度運営委員

- 座長：カゴメ株式会社 品質保証部  
環境システムグループ課長 杉野 友昭
- 副座長：日本製紙株式会社  
紙パック営業統括部主席調査役 江刺家 敏
- 副座長：日本テトラパック株式会社  
サステナビリティ部エキスパート  
柳瀬 祐子
- 監事：キリンホールディングス株式会社  
CSV戦略部 菊池 恵理
- 委員：株式会社明治 サステナビリティ推進部  
推進グループ 岡見 謙次郎
- 委員：森永乳業株式会社 コミュニケーション本部  
CSR推進部 森 哲志
- 委員：一般社団法人全国清涼飲料連合会  
企画部部長 那須 俊一
- 委員：一般社団法人日本乳業協会  
環境部部長 後藤 拓志
- 委員：印刷工業会 専務理事 倉持 徹雄
- 事務局：株式会社エコイプス 有間 俊彦

### ■ 2020年度会員全体会議（2020年7月31日）

年1回の会員全体の会合である会員全体会議をオンラインの方式で開催しました。

会員全体会議では、新座長の就任挨拶、運営委員及び会員の自己紹介の後、昨年度活動実績の説明と会計



報告、本年度の活動計画と予算について説明がありました。

2019年度の活動実績としては、情報共有化勉強会を外部講師として再生紙メーカーの大和板紙株式会社（大阪府）、自治体の調布市（東京都）をお招きして開催、施設見学会では前述の大和板紙株式会社と再生紙メーカーの株式会社リバース（大阪府）を訪問しました。エコプロ展では前年度と同様に、アルミ付き紙パックを回収している小売店などへ持って行くことでトレットペーパーなどへのリサイクルが可能であることをお伝えしました。事例調査では、自治体におけるアルミ付き紙パック回収事例として八王子市（東京都）を、小売店の事例として原信ナルスオペレーションサービス（新潟県）取材しました。それぞれの詳細については、LL研のウェブサイトの記事を掲載していますので、そちらをご覧ください。

2020年度は基本的には例年と同様に活動を行う予定で計画を立てましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いていることから、会員をはじめとする参加者の健康と安全を最優先に考え、大幅に見直すことにいたしました。それぞれの行事をいつ、どのようなかたちで行うかについては、運営委員会で検討した後、皆様にお知らせいたします。

※例年出展協力しているエコプロ展は、2020年8月時点で、東京ビッグサイトで の通常開催を中止することが決まっています。

LL紙パックリサイクル推進研究会（略称「LL研」）は、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成を実現するため、LL紙パック（ロングライフ仕様のアルミ付紙パック（酒類を除く））に関する回収・リサイクル事例の調査・研究等を行っています。LL研は2007年4月、印刷工業会液体カートン部会7社で発足し、現在では飲料メーカー、紙パックメーカー、再生紙メーカーなど、28社4団体で構成されています（最終面の会員リスト参照）。会員カバー率は国内市場に流通するLL紙パックの80%に達しています。

再生可能な資源であるLL紙パックをより有効に利用するためのリサイクル促進に、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。また、LL紙パックのリサイクル事例に関する情報がありましたら、お寄せください。

LL紙パックリサイクル推進研究会

<http://ll-pack-recycle.org/>

座長 杉野友昭（カゴメ株式会社）



事務局

株式会社エコイブス 有間

東京都文京区音羽 1-15-15-313

TEL.03-6802-7281 FAX.03-6663-8880

# LL 紙パックリサイクル推進研究会 会則

平成 20 年 4 月 1 日 制定  
平成 29 年 2 月 24 日 最終改正

## 第 1 章 総則 (名称)

第 1 条 本会は、LL 紙パックリサイクル推進研究会と称する。

## (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

## (目的)

第 3 条 本会は、資源・エネルギーの有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、LL 紙パックのリサイクルについて、調査・研究及び会員間の啓発を行うことを目的とする。

## 第 2 章 事業

### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 LL 紙パックのリサイクルのための調査・研究
- 二 LL 紙パックについての環境情報の普及・啓発
- 三 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 組織

#### (構成)

第 5 条 本会の正会員は LL 紙パックを利用もしくは製造する企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）または LL 紙パックのリサイクルを実施もしくは推進している企業、団体とし、本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入したものとす。

2 本会の賛助会員は LL 紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）の中で、古紙回収業、再生紙製造業等に携わり、本会の目的に賛同し、所定の賛助会員会費を納入したものとす。

#### (入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

#### (退会)

第 7 条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって座長に届け出なければならない。

#### (役員及び定数)

第 8 条 本会に次の役員等を置く。

座長 1 名 副座長 2 名 監事 1 名 運営委員（座長、副座長、監事を含む）5 名以上 10 名以内

#### (役員を選任・会務)

第 9 条 運営委員は正会員の自薦、他薦とする。

2 運営委員会において運営委員のうちから座長、副座長、監事を互選する。

第 10 条 役員会の会務を次の通り定める

- 一 座長は本会を代表し会務を統括する。
- 二 副座長は座長を補佐し、座長が会務に支障のあるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は本会における各年度の会計報告を監査する。

#### (役員等の任期)

第 11 条 本会の役員等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

#### 第 4 章 運営および会計

##### (事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

##### (会員全体会議)

第 13 条 本会の事業運営に関し、運営委員会を経て決議した予算及び計画を会員に報告するため、会員全体会議を開催する。

- 2 会員全体会議は原則として年 1 回、座長が招集する。
- 3 会員全体会議の議長は座長が行う。但し、議長を副座長若しくは運営委員から座長が指名することが出来る。

##### (運営委員会)

第 14 条 本会の予算及び計画をはじめとする事業に関し審議するため、運営委員会を開催する。

- 2 運営委員会は原則として年 3 回、座長が招集する。但し、座長が必要と認めるときは、臨時運営委員会を招集することができる。
- 3 運営委員会の判断により、運営委員会内に各種部会をおくことができる。
- 4 運営委員会の議長については第 13 条第 3 項の規定を準用する。
- 5 運営委員会の成立には、委員総数の半数を超える委員が出席することを必要とする。やむを得ない事情で出席できない運営委員は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。

##### (会費)

第 15 条 会費は運営委員会において決議し、書面にて会員に通知する。

2 各会員は本会からの請求に基づき、期日までに会費を納入しなければならない。

##### (事務局)

第 16 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

##### (会則の変更)

第 17 条 この会則に規定のないものの追加、会則の修正等が必要な場合は、運営委員会で検討の上、定める。会員全体会議にて会員に報告する。

附 則 この会則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 この会則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

No.	区分	会社名/団体名	No.	区分	会社名/団体名
1	正会員	株式会社伊藤園	17	正会員	大日本印刷株式会社
2	正会員	カゴメ株式会社	18	正会員	東京製紙株式会社
3	正会員	キッコーマン飲料株式会社	19	正会員	凸版印刷株式会社
4	正会員	キリンホールディングス株式会社	20	正会員	日本製紙株式会社
5	正会員	熊本県果実農業協同組合連合会	21	正会員	日本テトラパック株式会社
6	正会員	ゴールドパック株式会社	22	正会員	北越パッケージ株式会社
7	正会員	四国化工機株式会社	23	正会員	ウエストロックアジア株式会社
8	正会員	名古屋製酪株式会社	24	正会員	印刷工業会
9	正会員	日世株式会社	25	正会員	一般社団法人全国清涼飲料連合会
10	正会員	株式会社ふくれん	26	正会員	日本豆乳協会
11	正会員	マルサンアイ株式会社	27	正会員	一般社団法人日本乳業協会
12	正会員	株式会社明治	28	賛助会員	コアレックス信栄株式会社
13	正会員	森永乳業株式会社	29	賛助会員	株式会社日誠産業
14	正会員	株式会社ヤクルト本社	30	賛助会員	丸富製紙株式会社
15	正会員	雪印メグミルク株式会社	31	賛助会員	株式会社山田洋治商店
16	正会員	石塚硝子株式会社	32	賛助会員	株式会社米田商店